

## 外国籍県民かながわ会議及びNGOかながわ国際協力会議から提出されている情報に係る提言について

区分	提言NO	提言内容
第1期 外国籍県民かながわ会議 ※平成12年 10月提出	5	就学案内を多言語またはルビ付きにするとともに、時期をのがさず、一人一人に確実に伝わるよう市町村教育委員会に要請する。
	8	県内のすべての公共施設について、多文化共生の視点から外国籍県民に利用しやすいよう配慮するとともに、特に国際関係施設については、外国籍県民の参画のもとに運営を行うことにより改善を図る。
	11	言葉や生活習慣の違いから起こるトラブルに対応するため、外国人への賃貸住宅の紹介や多言語による情報提供・苦情相談体制を整備する。
	15	県民に提供する行政情報について、漢字にルビをふる、難しい漢字の使用を避けるなどの内部基準をつくり、外国籍県民にもわかりやすい情報の提供に努める。
	16	交通機関の表示をローマ字併記とする。
	17	外国人労働者に、労働保険や健康保険、公的年金制度の存在を知らせる。
第2期 外国籍県民かながわ会議 ※平成14年 10月提出	19	病院内の表示を、外国語表記、ローマ字またはルビ付きにするよう働きかける。
	15	印鑑登録に関するわかりやすいマニュアルを多言語で作成するなど、外国人に対して、印鑑登録制度の周知を図る。
	20	情報伝達について、市町村やNGOと連携をとりながら、外国籍県民に確実に情報が伝わる方法を確立する。
第3期 外国籍県民かながわ会議 ※平成16年 10月提出	21	インターネットの県ホームページに、外国籍県民にとって必要な情報を多言語で掲載する。
	2 (重点)	県や市町村、関係諸機関は総合相談窓口の情報提供を行い、総合相談窓口の情報提供機能を支援する。
	3	外国人登録時に、外国籍県民が日常生活を送るうえで最低限必要な情報（ルビ振りやローマ字併記をした地域の情報、地図、サービス案内など）をまとめた「ウェルカムキット」を提供する。
第2期 NGOかながわ国際協力会議 ※平成14年 10月提出	9	外国籍の生徒や保護者を対象に高校進学などについて説明や相談をする機会を設け、中学校や高等学校での外国籍生徒への進路に関する情報提供を充実させる。
	8	行政から提供される情報が外国籍県民及びNGOに行き届かないことにより生じる情報格差の解消を図るため、行政、地域国際化協会、外国籍県民、NGO等による協議の場を設置し、外国籍県民が、必要ときに、必要な県民サービスを利用できるよう外国籍県民等への行政情報の提供及び相談事業のあり方を検討すること。